

多久市課設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 2 3 号

多久市課設置条例等の一部を改正する条例

(多久市課設置条例の一部改正)

第 1 条 多久市課設置条例（平成 2 2 年多久市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号中「情報課」を「情報政策課」に改め、同条第 7 号中「市民生活課」を「市民課」に改め、同条第 1 5 号を削り、同条第 1 4 号中「建設課」を「都市建設課」に改め、同号を同条第 1 5 号とし、同条中第 1 0 号から第 1 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 9 号中「地域包括支援課」を「高齢・障害者支援課」に改め、同号を同条第 1 0 号とし、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

( 8 ) 環境課

第 2 条第 3 号中「情報課」を「情報政策課」に改め、同条第 7 号中「市民生活課」を「市民課」に改め、同号オ及びカを削り、同条第 1 5 条を削り、同条第 1 4 号中「建設課」を「都市建設課」に改め、同号を第 1 5 号とし、同号に次のように加える。

ウ 都市計画に関すること。

第 2 条中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 1 0 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号を第 1 0 号とし、同号を次のように改める。

( 1 0 ) 高齢・障害者支援課

- ア 高齢者福祉に関すること。
- イ 障害者福祉に関すること。
- ウ 地域包括支援及び介護保険に関すること。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 環境課

- ア 環境政策に関すること。
- イ 空き家及び空き地に関すること。
- ウ 上下水道に関すること。

(多久市高齢者福祉計画策定委員会条例の一部改正)

第2条 多久市高齢者福祉計画策定委員会条例（平成26年多久市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「地域包括支援課」を「高齢・障害者支援課」に改める。

(多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例の一部改正)

第3条 多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例（平成26年多久市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉課」を「高齢・障害者支援課」に改める。

(多久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部改正)

第4条 多久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成15年多久市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「市民生活課」を「環境課」に改める。

(多久市都市計画審議会条例の一部改正)

第5条 多久市都市計画審議会条例(昭和46年多久市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第9条中「都市計画課」を「都市建設課」に改める。

(多久市下水道推進委員会条例の一部改正)

第6条 多久市下水道推進委員会条例(平成12年多久市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市計画課」を「環境課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(多久市議会委員会条例の一部改正)

2 多久市議会委員会条例(平成3年多久市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「情報課」を「情報政策課」に、同項第2号中「市民生活課」を「市民課、環境課」に、「地域包括支援課」を「高齢・障害者支援課」に、「建設課、都市計画課」を「都市建設課」に改める。